

改正後	(確認の方法等) 第十五条 「1・2 略」 3 法第十五条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。 「一〇十 略」 十一 相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。)第三<u>条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき</u>地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること(当該古物商が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。)。 「十二・十三 略」 4 「略」
改正前	(確認の方法等) 第十五条 「1・2 同上」 3 「同上」 「一〇十 同上」 十一 相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。)第三<u>条第六項の規定に基づき</u>地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること(当該古物商が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。)。 「十二・十三 同上」 4 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。